

地球温暖化対策条例改正に伴う経過措置について

届出対象の拡大、届出期日の変更、報告制度の創設に伴い、以下のとおり経過措置を設ける。

- ・新規則第12条第5項及び第13条第2項の規定（届出対象面積の引き下げ）、新規則第12条第6項及び第13条第3項の規定（届出期日の変更）は、この規則の施行の日以後に設計が行われた建築物について適用し、施行日前に設計が行われた建築物及び施行日において現に設計が行われている建築物については、従前の例による。
- ・新規則第15条の規定（報告義務）は、施行日以後に設計を委託された建築物について適用する。

